

『稿本天理教教祖伝』(以下御伝という)では艱難苦勞という観点では記されてはいませんが、秀司の家庭生活も順風満帆だったわけではありません。高野友治の調査・研究によると、秀司は20歳(天保11年)頃に医師の娘と結婚したが、3日目に実家に逃げ帰られた。次に、32歳(嘉永6年)の時に“おやさ”という婦人の間に娘“お秀”が生まれたが、娘が生まれて間もなくその母親にも去られてしまった。次いで、“おちゑ”という婦人と内縁関係になり、“音次郎”と“かの”の男女二人の子供を授かっているとされています。

そして、その次は、御伝の105～106頁に記されている明治2年(49歳)の秀司と“小東まつゑ”との結婚です。秀司の内縁関係を整理して、30歳年下の婦人との結婚をすすめています。“つとめ人衆たる魂の人を寄せる”という神意からのこととはいえ、長年生活をともにした女性と実子二人を家から出し、もう一人家に残った17歳の娘お秀のわずか2歳年上でしかない婦人と結婚しなければならなかったのです。

そして、その結婚の1年後の明治3年(50歳)には、貧のドン底時代から男手で育ててきたそのお秀を失う。そして、このお秀の魂の生まれ変わりだとされる女兒を、明治8年(55歳)に妻まつゑが妊娠するも流産に終わる。そして、明治10年(57歳)にまつゑが再度妊娠して“たまへ”の出産になるのですが、その娘が4歳になったばかりの明治14年4月8日に、秀司は61歳で出直を迎える。続いて、翌明治15年11月10日には、妻のまつゑも32歳の若さで出直しているのです。

さて、また、秀司の艱難の中でも最大のものが、世間からの反対攻撃の矢面に立って教祖を護る苦勞でした。

まず、御伝の44頁には、文久2年(42歳)に、並松村で稲荷下げをする者に、先方の請いのまま2両2分の大金を与えられたこと。次いで47頁には、文久4年(44歳)に、並松村の医者古川文吾が奈良の金剛院の者を連れて来て、教祖のお居間に乱入して狼藉を働いたことが記されています。この2つの事件に関しての御伝の記述に秀司の名前がありませんが、同じ屋敷内にいた彼がまったく関わらなかったとは考えられません。

そして文久4年が改元(2月20日)になった元治元年(44歳)の10月には、有名な大和神社事件が起きます。この事件の顛末については、御伝では主に飯降伊蔵のつとめ場所の完工に向けての真実と丹精に焦点を当てて記されており、それはそれで、後々の「話の台」になる貴重な道すがらであったには違いありません。しかるに、大和神社から皆が放免されるまでの折衝やつとめ場所の普請の金銭的な始末等、最終的にはすべて秀司の責任のもとになされたはずで、現実的な場面での彼の苦勞は大変なものだったと思われるのです。

また御伝の63頁には、慶応元年(45歳)6月に、2人の僧侶がお屋敷に乱入して、応対したこかに剣を抜き難問を浴びせるという事件があったとあります。次いで64～66頁に、同年10月に起きた針ヶ別所村の助造による異端事件の記述があります。そして、67頁には、慶応2年(46歳)の秋に小泉村

不動院の山伏たちがお屋敷にやってきて、乱暴を働いたことが記されています。御伝では、これらの事件に関しては、教祖やこかん、また、高弟たちがいかに対応したのかは述べられていますが、秀司がその時どう動いたのかは記されていません。しかし、これらの事件にも、秀司がまったく関係なくいたとも考えられないのです。

さらに、御伝96～98頁には、慶応3年(47歳)7月に、秀司が中心になって、古市代官所を經由して領主の添書を手に入れ、京都まで出向いて吉田神祇管領から公認を得たこと。そして、それを不満とする布留社の神職たちの反対攻撃を受けたこと。さらには、106頁には、明治3年(50歳)に、せつかくのその公許を得た苦勞が、新政府の国家神道政策によって水泡に帰したことが記されています。また、御伝の99頁には、翌慶応4年(48歳)3月にも、お屋敷でおてふりのけいこをしている時に、多数の村人が暴れ込んで乱暴を働いたとあります。

また、明治6年5月(53歳)には、秀司は奈良県から庄屋敷村の戸長に任命され、同年11月には、お屋敷に聴衆150人を集めて、大教宣布運動の“巡回説教”を開催しています。御伝の107頁には、前述の神祇管領廃止後に新政府に願い出ようとするのを「願に行くなら行って見よ、行きつかぬうちに息が尽きるで。」とまでの激しい言葉で止められたことが記されています。そのような教祖の思召にもかかわらず、政府の宗教政策に従っての神仏合併布教の片棒を担ぐ活動を中山家の屋敷内であることが、秀司の心にどれ程の負担になったであろうかと思うのであります。

次いで、御伝の115頁～121頁には、明治7年10月(54歳)に、大和神社へ神祇問答をしかけた結果として、石上神宮の神職たちが5人連れでやってきて、秀司に向かって問答を仕掛けたこと。そして、それが丹波市分署の巡査による神前の幣帛、鏡、御簾、金灯籠などの没収の結果になったこと。そして、その後、県庁から高弟3名に指紙がつき、出頭した3名が社寺掛の取り調べを受けた結果、12月には山村御殿へ教祖が呼び出されることになった。その山村御殿への呼び出しの結果、県庁がお屋敷への参拝人を取り調べるようになり、また、奈良中教院が高弟3名を呼び出して信仰を差し止め、お屋敷の幣帛、鏡、御簾等を没収したこと等の記述があります。この一連の事件でも、御伝に秀司の名前が出ているのは最初の石上の神職との問答の時だけですが、2カ月の間に2度も没収された神具の補充・調達一つを考えても、秀司が種々蔭で苦勞したことが偲ばれるのです。

次いで、御伝132～137頁には、明治8年(55歳)、秀司の身上障り中に、奈良県庁から教祖と秀司に差紙がついたことの顛末。134～135頁には、明治9年(56歳)に教祖の反対を押して堺県から風呂と宿屋の鑑札を受けたこと。翌10年(57歳)には、丹波市村事務所の者がおやしきへ来て神前の物を封印したこと。続いて、秀司が奈良警察署に収監されて40日間留め置かれ罰金に処せられたことが記されています。